

令和7年3月19日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件開示申出に係る文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

職員向けポータルサイトに掲載された記事につき、手動削除されなかった場合、記事の最終更新日から14ヶ月の経過により自動的に削除されること（令和5年12月26日付の最高裁情報政策課・デジタル推進室（総務・企画G）の文書参照）にしている理由が分かる文書

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示申出に対し、令和7年2月7日付け不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 1に記載の令和5年12月26日付け文書に、14か月で記事が削除されるという設定の記載はあるものの、当該設定にしている理由が分かる文書を作成すべき定めはなく、事務処理上も必要がない。念のため、本件開示申出を受けて最高裁判所内を探索したが、同文書は存在しなかった。

(2) よって、原判断は相当である。